

利用料

介護保険でのサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、もしくは3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

○通所介護事業のサービス利用料・・・7時間以上8時間未満の利用をしていただいた際の1回の利用料となります。

要介護者	介護サービス費
要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

<加算>

- ・入浴加算 40円/回
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ 22円/日
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の9.2%加算

<減算>

- ・送迎なし 片道1回47円
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未実施減算 所定単位数1%

【その他の加算】

個別機能訓練加算	機能訓練指導員が身体機能及び生活機能の向上を目的とした機能訓練を行った場合。 (Ⅰ) イ 56円/日 (Ⅱ) ロ 76円/日
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	外部のリハビリテーション専門職と連携して運動機能の評価をし、その上で訓練等を行うことで現状の維持・向上を図る。 (Ⅰ) 100円/月(3ヶ月1回限度) (Ⅱ) 200円/月
ADL維持等加算	ADL(日常生活動作)の評価を行ない、運動等を行うことで現状の維持・向上を図る。 (Ⅰ) 30円/月 (Ⅱ) 60円/月 (Ⅲ) 3単位/月
口腔・栄養スクリーニング加算	利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、担当する介護支援専門員に提供している場合 (Ⅰ) 20円/回 (Ⅱ) 5円/回 (6ヶ月に1回を限度)
栄養アセスメント加算	栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に対して結果を説明し、相談等に必要に応じ対応した場合。 50円/月
科学的介護推進体制加算	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況を厚生労働省(LIFE)に提出している場合。 40円/月

※利用者負担額は1割で表記しています。

○日常生活支援総合事業サービスの利用料・・・基本部分、加算、減算の合計の額となります。

【基本部分】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担
事業対象者 要支援1	1,798円/月	1,798円/月
要支援2	3,621円/月	3,621円/月

【加算】

以下の要件を満たす場合、前述の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額	
		基本利用料	利用者負担
事業所評価加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	1,200円	120円
栄養アセスメント加算	利用者ごとに、栄養アセスメントを実施している場合	500円	50円
栄養改善加算	栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じて居宅を訪問	2,000円	200円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省（LIFE）に提出している場合	400円	40円
サービス提供体制強化加算（I）イ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合（注1）	要支援1 事業対象者	880円 88円
		要支援2	1,760円 176円
介護職員処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合（注1）	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）×9.2%	要支援1 事業対象者 124円 要支援2 232円

※利用者負担額は1割で表記しています。

<減算>

- ・送迎なし 片道1回 47円
- ・高齢者虐待防止未実施減算 1 1 -18円/1月につき
- ・高齢者虐待防止未実施減算 1 2 -36円/1月につき
- ・業務継続計画未策定減算 1 1 -18円/1月につき
- ・業務継続計画未策定減算 1 2 -36円/1月につき

○生きがい対応デイサービス事業のサービス利用料

1月に2回の利用。1回につき、180円の利用料と、入浴をご利用の方は200円いただきます。

その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき565円の食費をいただきます。
歩行浴	1回につき200円の利用料をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。